

【研究ノート】

J. S. ミルの「共和主義的解釈」における 2 類型

——『代議制統治論』を手掛かりに

千葉大学大学院人文公共学府人文公共学専攻博士後期課程

石川 裕貴

1. はじめに

J. S. ミル (John Stuart Mill, 1806-73、以下ミルと表記) の思想に相異なるものが混在しているということについて、代表的なものとしてヒンメルファーフによる「2 人のミル」の指摘がある (Himmelfarb 1974, pp.xi-xiii)。ヒンメルファーフは、ミルが『自由論 (*On Liberty*)』(1859) における「自由原理」に基づく個人の独立と個性の保護を重視する一方で、ミルが古代アテナイの政治体制や有権者の態度に好意を持っていたことから、「個人は自由に、私的に、自身の利益において行動すべきではなく、むしろ、公共的なこと (the public) と後世 (posterity) のために、自己抑制 (self-restraint) して行動しなければならない」とする、公的な領域での活動を重視する認識も有していた (Ibid., p.269)¹。ヒンメルファーフは、こうしたミルの両義的な姿勢を「2 人のミル」とし、その矛盾を指摘した。

ヒンメルファーフのこの指摘は、ミルの政治思想において、個人の領域の保護とそれに伴う国家社会権力の限定といった「リベラルな」視点と、個人の私益を抑制し、自身が所属する政治社会における構成員全員に共通する利益を重

¹ ヒンメルファーフは、『自由論』のミルと異なる「もうひとりのミル」を「自由と正義、徳、共同体、伝統、思慮、節度といった他の価値理念との間で相互調整を行いうる哲学」を唱えた、「モンテスキュー、パーク、合衆国建国の父たち、トクヴィル等」の「真のリベラルな伝統」に関係すると見做している (Himmelfarb 1974, p.337)。

視し、その実現のために行動することを求める「非リベラルな」視点とが混在することを意味するものである。このミルにおける「非リベラルな」視点、公共的な事柄へのコミットを強調する姿勢を理解する鍵概念として「共和主義的自由」を導入する「共和主義的解釈」が提示された (Miller 2000、2010、小田 2003、2006、Dalaqua 2018)²。これは、恣意的な支配を除去し、集団的自治、自己統治を目指すものとし、公共的な事柄への積極的なコミットメントを重視する「公民的美徳 (civic virtue)」の視角から、ミルの政治思想を理解するのである。

本論文では、「非リベラル」なミル理解、共和主義的な解釈に関して、2 類型があるとする想定から、共和主義的観点における新たな説明を試みる。1 つは、政治社会の領域における人格的陶冶を重視し、個人の資質、徳を政体の質の向上に繋げようとする解釈である。もう 1 つは、他者の支配を受けずに、自らが定めた法や規範に従って政治社会を営んでいくための制度的な枠組みのあり方を重視するものである。両者とも「公民的美徳」への言及は共通しているが、前者は道徳的な人格的陶冶と政治社会のよきあり方、発展とを結び付けて、倫理的側面を重視するのに対し、後者は恣意的な支配の拒否、他者の意志の下に自身を置かないとする非支配のあり方を重視し、人格的陶冶に関しては強いコミットを示さない。本稿では、前者については「濃い公民的美徳」、後者については「薄い公民的美徳」³と呼ぶ。ミルの「共和主義的解釈」において、後述するように、各個人の自由の領域を確保のために、その領域を守り、発展させることに寄与しうる人々の資質、徳に注目した解釈がなされてきた。この解釈は、各個人の自由の領域の保護を重視するリベラリズムの考え⁴を放棄するのではな

² ミラー、小田川のミルの「共和主義的解釈」については、石川 (2023) の 116-31 頁を参照。

³ 「濃い」、「薄い」という観念については、ウォルツァーの「道徳の言葉」「濃厚な (thick) 語り」と広く薄い (thin) 語り」を参考にした (ウォルツァー 2004)。

⁴ アラン・ルノーは、近代リベラリズムを構成する 4 原理をあげている。それらは、1. 国家の制限、2. 代表制を介して行使される人民主権、3. 個人および個人の自由の尊重、4. 宗教や道徳上の信条・意見に関する国家の中立性である (ルノー 2010、241-245 頁)。

く、その不十分な点を修正しうる解として共和主義的考えを導入している。本論文では、ミルの共和主義理解について、政治・社会領域において求められる人びとの資質、徳を基底として、その人格的陶冶を政体のよきあり方と結びつける「公民的美徳」を「濃い公民的美徳」とする。これに対し、政治・社会領域において求められる人々の資質、徳の人格的陶冶よりも、恣意的支配を防ぐという「非支配」の観点の方を重視する姿勢から「薄い公民的美徳」とする。このことを通じ、ミルの「共和主義的解釈」における違いを明らかにする。

本稿の構成は、以下の通りである。第2章において、近年提示されてきたミルの「共和主義的」解釈の先行研究から、ミルの共和主義的理解にある2類型を抽出する。それらは、政治領域に関する市民の徳の陶冶を中心的論題とする共和主義の理解に基づくものであるが、その徳のコミットメントの程度の違いにより分けられる。第1のタイプは、独裁や暴政を防ぐための制度的あり方を中心とし、「公民的美徳」は後景に退いた「薄い公民的美徳」と呼べるものである。その反対に、第2のタイプは政治参加における人格的陶冶を重視し、その陶冶と政体のあり方と結びつける「濃い公民的美徳」と呼べるものである。第2のタイプをより具体化するために、その中心的特徴である、政治・社会領域におけるコミットの強さを小林正弥のコミュニタリアニズムに基づく共和主義理解で示された「コミュニタリアン共和主義」の考えを援用することで行う。

第3章では、ミルにおける政治参加の本質的価値を重視する姿勢、「濃い公民的美徳」の特徴について、『代議制統治論 (*Considerations on Representative Government*)』(1861)を中心に考察することで明確していく。その際、統治形態と国民性の相互的な作用や規定をめぐるミルの議論を通じ、ミルが制度の維持・発展と人々の資質の向上を連関させることで、政治領域での質の確保を目指していたことを指摘する。それにより、ミルの政治思想には、3つのタイプが想定できると指摘する。1つが、従来の研究で論じられてきた個人の私的領域の最大の保護者とするリベラルなものであり、2と3は、近年のミル研究で論究されてきた共和主義的現理解に基づくものである。しかし、2つ目が制度的あり方を中心とするもの、「薄い公民的美徳」を想定することに対し、3つ

目は人々の人格的陶冶を中心とし、政治社会質の向上を確保しようとする、「濃い公民的美徳」としての人々の資質、徳に重きを置くものである。ミルの「共和主義的解釈」にはこうした2つの「公民的美徳」に関する考えの相違から、ミルの政治思想には、「2人のミル」だけでなく、いわば「3人のミル」と呼べるものがあると述べるつもりである。第4章では、今後の課題について論じる。

こうした現代共和主義研究から導出された概念を理論仮説として援用することは、ミル自身がこの言葉を使用していないことで問題があるのではないか。また、現代の問題意識を過度にミル解釈において導入することになるのではないのか、という指摘がなされ得るであろう。この点について、ミルがこれまで政治的決定から排除されてきた「大衆」が政治の過程への参加が増大した事について、その政体の質の確保について問題意識を有していた。また、それがよき政体のあり方とそれを維持・発展するために求められる徳のあり方を論究してきた共和主義研究と一定の繋がりと考える。

ミルが大衆とデモクラシーの問題と向き合った時代は、1832年の選挙法改正により中産階級に選挙権が与えられ、有権者数が増加した時代であった。これは、社会的、経済的・政治的要素がいっそう複雑化した時代でもあり、選挙における贈収賄、脅迫、高級役職の取引等の横行は、選挙道徳における一層の低下を印象付けるものであった(糸曾 1963, 20 頁)。

こうした従来の政治のあり方を転換させる変化が起こっても、社会問題が一向に解決されない状況について、ミルは「私の前にはとても予想できなかったほどの、人類の幸福にとっての実にすくない利益」しかもたらさなかったと否定的評価を述べている。ミルは「人間の運命のすべての真の改善の基礎になるもの、つまり人間の知的または道徳的状态には、ほとんど進歩らしい進歩」がみられなかったとし、「人間の運命の大きな改善」には、人々の考え方についての根本的な大きな変化の必要性をミルは指摘する(CW I, p.244: 207-8 頁)⁵。このために必要になるのが「性格の変化」である。これは、「現在の労働大衆を構成する無教養な下層階級の側」にも「大多数の雇用者の側」に求められるものであり、「もっと高潔な、少なくとも公共の区的、社会の目的のために働き、か

つ協力することを実戦的経験から」学ぶという、公共の利益に関する観念を育むというものである (Ibid., p.238: 202-3 頁)。

柏は、1831年当時のミルが「デモクラシーが普遍的に適用されると考え、人間本性の第一原理に基づいて諸制度を決定するというベンサム的方法論を固辞」する一方、トクヴィルの『アメリカのデモクラシー』(1835)に接したことで、「デモクラシーの運用の理想化についての判断をいっそう制限することになり、政治の一形態としてはるかに相対的見解」を取るようになったと指摘する。加えて「ベンサムの無制限のないし量的デモクラシー賛美と異なって、大衆デモクラシーの凡庸化」についてのミルの危惧があったこと、そして、ミルは「新しい組織の社会に対応する精神的権威の確立の必要性を強調」し、ミルは「過渡期の後に来るべき交代段階としての質的デモクラシーという自然状態は、華竟、多数者すなわち凡庸者に対置される、ミドル・クラスを基盤とする知的エリートによる『秩序』と安定とを旨とするもの」であったと柏は述べている (柏 1973、18 頁)。

ミルは、大衆の多くが参加するという「量」に基づくデモクラシー理解からだけでなく、参加する人々のあり方、資質を重視する「質」をも含めた考えを有していた。このことは、政体のよきあり方について人々の資質、徳を中心とする共和主義の関心と重なる。ミルのこうした質の確保に政治・社会領域における人々の資質、徳を強調する姿勢を「濃い公民的美徳」として捉えることで、ミルの共和主義理解における政体の質の向上の側面の理解に寄与すると考える。本稿は、ミルの共和主義理解の一つの可能性を示すものであることから、入念に利用することのない歴史的研究手法、政治思想的方法については、筆者の今後の課題としたい。

⁵ ミルからの著作の引用は、全て Collected Works of John Stuart Mill, 33 (vols), in J. M. Robson & J. Stillinger (eds), University of Toronto Press, 1963-91 (CW と略記する) に依る。括弧内に巻数、頁数と日本語訳がある場合はその頁を記す。訳出にあたっては、既存の訳を参照の上、適宜変更を加えた。

2. ミルの「共和主義的解釈」における2類型

本節では、まずミルにおける共和主義的理解について、ミラー、小田川、そしてダラクワの先行研究を参照することを通じ、2類型を抽出する。このことを通じて、ミルの「共和主義的理解」における2つの特徴を明らかにする。本節で提示するミルの共和主義的理解における2類型は、以下の特徴を有する。第1類型と第2類型とも、市民の公共的事柄に対する積極的関与としての「公民的美徳」に注目する姿勢は共通しているが、「公民的美徳」における重点の置き方に違いがある。第1類型では、政治的領域における市民の徳については、その政体を維持するための道具的理解を中心とする制度的枠組みに限定されたものである。それに対し、第2類型では、政治的領域における「公民的美徳」を重視し、人々の資質、徳の向上が政体の質の確保・発展に関連するものがある。

次に、こうした第2類型の特性を具体化するために、小林の政治哲学に基づく共和主義の分類を援用することで具体化する。

2-1. 先行研究におけるミルの共和主義的理解

まず、ミルの政治思想において新たに注目されてきた「共和主義的解釈」に関し、共和主義的理解について、多様な解釈が存在することに注意する必要がある。西洋思想における共和主義の影響について、坂本達哉は「(1) 古典的共和主義それ自体の持続的影響」、「(2) 古典的パラダイムからの質的転換を経過したルネサンス以降の近代的共和主義の新たな影響」、「(3) 非一共和主義的パラダイム、とりわけプロテスタンティズム、功利主義、啓蒙主義の自由主義的諸潮流との対抗が生み出す思想的緊張の帰結」とする複雑な絡まり合いから理解することを提示する。その上で、こうした思想系譜の原点に位置する古典的共和主義、「共和主義の思想的伝統を構成する本質的な要素」として、「徳の支配」、「法の支配」、「人民の支配」の3点から、以下のように定式化している。つまり「(1) 自由な統治の主体を自由・平等な市民とみなし、(2) 自由な統治の唯一の手段を全員参加型の立法による法の支配にもとめ、(3) それを担う市

民の能力を『徳』として要求、という基本的特徴」を有するものである。こうした考えは「一方における政治参加の自由と他方における法の支配の実現（＝個人的自由の確立）とを、積極的自由と消極的自由との対立とパラレルであるかのように考える近年の分析枠組み」とは異なると坂本は指摘する（坂本 2007、138-40 頁）⁶。

ミルの「共和主義的解釈」においては、こうした公共的事柄への市民の積極的関与の要求と、個人の私的領域の絶対的確保との関係が問題とされてきた。ミラー（D. E. Miller）は、ミルの市民の考えには「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」とが混在しており、その混在を「市民的リベラリズム（civic liberalism）の一貫性」から、ミルの統合的理解を提示する。ミラーは、これらの特徴をミルが古代アテネの民主制を賛美する姿勢から以下のように記述する。つまり「好みや娯楽における互いの相違についての寛容性」とする、個人の自由に関する「リベラルな理想」と、「公的な事柄における活動的で私心のない参加」という「公共精神の陶冶」を目的とする「シヴィックな理想」である（Miller 200, pp.88-89）⁷。

ミラーは、ミルが広範囲に及ぶ市民の参加を重要視するのは、福祉の増進からだけでなく、「大きな教育的効果」からだとする。ミラーによれば、ミルは「参加し使用しなければ軟弱なものになりうる市民の能力」を行使することで、市民は「活力、実践的な知識や同胞の福祉（well-being）に関する事柄を増加

⁶ また、坂本は、19 世紀後半でもミルが「功利主義と徳の倫理学との結合が基本問題」としたことは、「共和主義的な問題関心がその内容と形を変えながらも、十九世紀以降にもなお執拗に生き続けたことを物語る」と指摘し、「十九世紀の自由主義者たちも、狭い意味では古典的共和主義の伝統に決別したように見えながら、個人の行動を公共の利益の実現にいかに関与・誘導するかという問題設定の大枠においては、いぜんとしてその内部で思考していたとも言える」とし、この3つの構成要素については、「歴史上に現れる共和主義的なテキストや言説」は、「各思想家が生きた社会の制度や現実の中で」独自の結合がなされてきたと述べている（坂本 2007、141 頁）。

⁷ ミルの「私心のない参加」という姿勢について、ミルが秘密投票を非難する以下の言及から見て取れる。「投票は自分の好き勝手にしてよいものではない。……まったくもって責務の問題なのである。投票は、公共善（public good）に関する自分の最善にして最も良心的な見解に即して行われなければならない。」（CW XIX, p.489: 186 頁）

させる傾向」を有するとし、政府の維持と参加による国民の教育を重視している (Ibid., pp.91-2)。ミラーは、ミルが「個人の自由への関心と同等に、その保全のために必要となる有徳な市民による集合的自己統治 (collective self-rule by virtuous citizens)」をミルの著作を貫く考えと指摘する (Ibid., p.98)⁸。

ミラーは、こうしたミルの「シヴィックな理想」と「リベラルな理想」との結合を「自由原理」から試みる。ミラーは、危害を防止するための社会的政治的制度や実践としてミルの中で許容される。その一方で、参加による各個人の性格についての改善、たとえば、その人物の共感の能力を陶冶することで、不幸の原因に至るものを取り除くことができる、といったような明白な利益を与えるということから、ミルの中では許容され得るとし、「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」との併存を主張する (Ibid., pp.107-8)。

小田川大典は、ミルにける「リベラルな理想」と「シヴィックな理想」との混在について、「道徳的自由の感情」におけるミルの内在的な理解から説明を行う。小田川によれば、ミルが政治教育上の意義と見做していたのは、私利私欲の追求に向かいがちな人々が、「共通善」に導かれながら公共的に思考する能力を与える「公共精神の学校」という特性であったとする。小田川は「ミル政治思想におけるシヴィックな理想の核心」には、国民を「物質的利害と私生活に埋没」させ、彼らの「魂を奴隷化する『個人主義＝受動的性格』の発生源」である「商業文明の諸傾向」というある種の「道徳的退廃と魂の奴隷化をもたらす『商業文明』に『政治参加』を通じて行われる『公共精神の陶冶』によって」対抗をしようとしたミルの視点があると指摘する (小田川 2003, 34-5 頁)。

自己の性格をある特定の仕方では形成したいと望む行為者自身の欲求は、性格を形成する環境の一翼を担うものであり、小田川は、自分たちの性格形成＝自

⁸ ミラーはこうした「集合的自己統治」の考えについて、スキナーの考えを参照し、以下のように述べている。「マキアヴェッリを含む多くの共和主義者たちは、市民が個人の自由を守ることを可能にするために、少なくとも部分的には、集合的自己統治に重きを置いている。したがって、かれらは社会的自由を自己統治と結びつけるだけでなく、個人的自由の概念を有徳な公共サービス (virtuous public service) の概念とも結びつけている。」 (Miller 2000, 98)

己陶冶を主体的に行い得るとした感情を「道徳的自由の感情」と呼ぶ。そして、意志の自発性としての道徳感情の自由を確保するために、「欲求があれば、行為者は自己の性格を変化させることができる」という自己の陶冶理論の哲学が、「実際にこの能力を行使しようとする際の障害の欠如」と「この能力を行使したいという欲求の生起を妨げる条件の欠如」という「二つの外的な条件を主張するリベラルな政治論」によって補完される必要性を指摘する。こうした「道徳的自由の感情」や「意思や精神や内的活動の泉」を確保するためのリベラルな思想と自己の資質の陶冶を目的とするシヴィックな理想との協働が、ミルの政治思想の中にあることを小田川は指摘する（前掲書、37-41頁）。こうした理解から、小田川は、ミルの政治思想において「決定的な重要性を与えられる『構成的』な価値」を「道徳自由の感情」と見做し、「シヴィックな理想」と「リベラルな理想」は、この構成的価値を実現するための「派生的な価値」とである（前掲書、42頁）。

こうした公民的資質に関する論究に加え、他者の恣意的支配に属さず、自らが決めた規範の下で政治を営むことを目的とする「非支配の自由」の観点からの研究のひとつにダラクア（G. H. Dalacqua）による「共和主義的フェミニズム（republican feminism）」がある。ダラクアによれば、ミルの政治理論は「共和主義と類似した恣意的な服従の不在という自由の概念に基づいている」と特徴づけられる。ダラクアは、ミルの『女性の解放（*The Subjection of Women*）』（1869）の主要な主題が「自由と平等の関係」にあり、ミルは男女平等へのこだわりと、女性の男性権力への従属に対する鋭い理解を有していたと指摘する。その上で、ミルのフェミニズムの視点は「ジェンダー平等にコミットし、女性の男性権力への従属に対する鋭い理解から、自由を恣意的な服従の不在」と理解することで「共和主義を想起させる自由の概念を発展させた」として、ダラクアはミルを「フェミニスト共和主義者（feminist republican）」とする（Dalacqua 2018, pp.15-6）。

共和主義的理解において、ダラクアはペティット、スキナー、スピッツなどの「新共和主義（neo-republican）」の研究に依拠し、ミルの自由の観念におけ

る共和主義的特徴を「非支配」の自由から定式化する。ダラクアは、共和主義における自由概念の主要な特徴を、ホッブスが主張する外的障害の不在では十分でないとし、スキナーが主張したような「他人の恣意的な意思に従わされることがないということが、自由の存在を示す」として、バーリンの「積極的自由」と「消極的自由」との対比から説明を行う (Ibid., p.21)。こうした恣意的な従属の不在は「自然に起こるものではなく、個人が権力関係に関わる他者の行動を監視し、異議を唱え、罰することができる手段の存在を必要」とし、共和主義は「恣意的な権力の抑制」に加えて、「政治権力の行使」なしには成り立たない、とダラクアは指摘する。この視点から、ミルの自由の考えには、「自由が政治権力の抑制と行使の両方」を必要としており、バーリンが示すような二項対立的な自由の区別からは、ミルの自由の概念の複雑さを理解できないとダラクアは述べている (Ibid., p.22)。

加えて、ミルは「専制、恣意的な服従、および専制的な政治」に対抗するために、「徳があり活動的な市民 (virtuous and active citizens)」の存在を重視していると、ダラクアは指摘する。ダラクアは、ミルにおける政治参加は「単なる投票行為に限定」されるべきではなく、「政府機関の外にいる人々の政治的参加」を求めており、ミルは人々における自由を維持するための「自分の行動を規制する法律や社会的制約を批判的に吟味」する役割を重視する。加えて、こうした市民の自由は、対等なものが存在する場合のみにあるとして、ミルが女性の地位の平等化を求めてきたことから、フェミニズム的視点を有した共和主義者である、とダラクアは特徴づける (Ibid., pp.23-4)。

また、ダラクアはミルの共和主義が「古典的な共和主義」の理解とは異なることを重視する。ダラクアによれば「自由は互いに平等に接する男性の間でのみ行使できるもの」とする古典的な共和主義を、ミルは「男女平等を推進する方向に作り替えた」とし、ミルが自由において「個人」を「究極の基準点」としたことに、「古典的な共和主義」との相違を見出している⁹。

以上のように、ダラクアは女性が男性の権力に服従していることと、恣意的な支配の拒否を目的とする「非支配」の自由との重なりから、ミルのフェミニ

スト的共和主義のあり方を指摘する。これらは、ミルにおける自由な政体を担う主体的市民の「政治的な美德」の涵養と、その政治的能力を創り出すための政治体制のあり方とを結びつけ、自由な政体の正当化に言及していることから、ミルの具体的な共和主義的理解に寄与するものである。

ミラーや小田川、ダラクアに代表されるミルの「共和主義的解釈」については、以下のようにまとめられる。3者とも、政治社会におけるミルの自由の構想について、個人的自由と社会的自由との関連を政治への積極的関与から説明するものである。このことは、ミラーにおける「市民的リベラリズム」、小田川の指摘するミルの「積極的性格」や、ダラクアの「徳があり活動的な市民」の存在を重視する視点にある、自由を個人の人格的完成と関連させた解釈において確認できる。

また、ダラクワによるフェミニズムの観点を通じたミル理解は、男女の平等というミルの側面に注目することで、デモクラシー政体における人々のあり方について、その具体化が行われていた。それは「『専制主義 (despotism)』という概念の意味的地平」を政治、公的領域でのものからだけでなく、「『私的な』領域における男女間の関係」を示すものへと、ミルが拡大しているという、ダラクアの指摘に見て取れる (Dalaqua 2018, p.16)¹⁰。こうしたダラクアの指摘は、フェミニズムという、女性の権利の擁護・向上の指摘、公的領域における男女の平等なあり方のみならず、自由で平等な主体により統治される政体を目指すという、共和主義の考えにミルの政治思想を広げ、繋げたという点で重要

⁹ ダラクアは、「ミルは自由を政治的に構成されたグループに制限しなかったことで、政治的に組織されていない個人、そして公共の場にすら登場しなかった個人（たとえば、かつての女性たち）に対する自由の主張を拡大すること」を可能にしたと主張する (Dalaqua 2018, p.29)。

¹⁰ ミルは専制主義の問題について以下のように論じている。「そもそも政治上の専制主義にいさかい弁護の余地がないように、家庭内における専制主義もまた弁護されるべきものではない」(CW XXI, p.286: 87 頁)。また、女性の地位の問題については、「両性間における現在の社会関係を規制している原理—女性が男性上に法律上従属するという—が、「人類の進歩発達にたいする重大障害物の一つとなっている」と述べているように、女性の個人的自由という観点に留まらない、広く政治社会を担う主体全体の問題を想定していると考えられる (Ibid., p.261: 36 頁)。

な意味がある研究といえる。

しかし、政治領域における倫理的側面、「公民的美徳」へのコミットにおける重点に違いがある。こうした「公民的美徳」へのコミットメントの違いを、本論文では、「濃い公民的美徳」と「薄い公民的美徳」とする。この特徴は、前者はその人格的陶冶の基底的性格を重視し、その人格的陶冶を政体のよきあり方と結びつける、動的なものである。その一方、後者は人々の資質、徳における人格的陶冶よりも、恣意的支配を防ぐという「非支配」の観点の方を重視するものである。

ミラーは、ミルの「共和主義的解釈」の鍵概念として、政治参加とその教育的効果について論究している。しかし、ミルの「自由原理」からミルの共和主義の特徴を結び付け、統合的解釈を試みていることから、人格的な陶冶というそれ自体の価値からよりも、統治の安定性という副次的な効果に、ミルにおける「公民的美徳」の観点の比重が置かれている。この点から、ミラーの論究は「濃い公民的美徳」と、「薄い公民的美徳」との中間的なものである。これに対し、小田川は積極的な市民像をミルの「共和主義的解釈」のひとつの帰結とし、またその陶冶を「道徳的自由の感情」という指摘から、ミルの「公民的美徳」の観点について、ミラーと比べれば、そのコミットは高い傾向にある。しかし、従属的支配を回避する制度的枠組みとの関連についての論究が弱いことから、「濃い公民的美徳」の考えを一部含むものと捉えられる。

ダラクアは、男女、各個人が従属的な状況に陥らないようにする「非支配」の自由とする制度的枠組みに重点を置き、政治的領域で求められる「公民的美徳」の観点をその枠組みを維持するためのものとして捉えている。このことから、「薄い公民的美徳」でミルの共和主義的観点を理解するものであると考える。

以下の節では、こうした「公民的美徳」に対するコミットの相違が、共和主義が想定する政体と、そこに所属する人々のあり方とどのように関連するのかを理解するために、小林の共和主義の観念を参照する。

2-2. 現代共和主義における3類型

共和主義の観念の中心にある「自由」の観念について、代表的な視角として「自己統治」と関連する考えがある¹¹。小林は、共和主義が目指す方向性について、倫理的側面を重視する姿勢から2タイプの共和主義の形態を指摘する。小林は、「共和主義的な公共哲学」¹²の観点から以下のように定式化する。「『自己統治する共和国』という特定の「善き社会」の観念を持ち、その観点から共通善の実現」を理想とすることに加えて、共和主義的自由における自由を「自治や政治参加と内在的」に結び付くとし、「自由と自治が可能となるように公共民の人格を形成する政治 (formative politics) を要請」するというものである。小林は代表的な論者としてサンデルをあげ、このタイプの共和主義を「コミュニタリアン共和主義」と呼ぶ。もうひとつのタイプは、政治参加という美德や公共善への献身という倫理的側面を強調するものに対し、混合政体論や「反(非)王政=国王のいない政体」という政体論的側面を強調するものである。代表的な論者としてスキナーとペティットをあげている(小林2006、495-7頁)。また、小林は前者において「自治や政治参加を支える」のに、政治参加を公共的美徳とする視点に「人格形成」の契機を読み取り、「『善』を実現するものとして、人間の『美德 (virtue)』一般」を重視する「コミュニタリアニズム」との重なりを指摘する。後者においては、スキナーとペティットが「政治的な『非

¹¹ 近代以降の自由について、大森は「個人が公権力から保護されていることを意味する」自由の見方と、「公権力から解放されることよりも、むしろ公権力にかかわっていくことを意味する」それがあると指摘する。大森は、前者を「主に個人を担い手として、個人が公権力から解放された私的領域において自らの利益や価値観を追求することができる」とする「個人の自由」、後者を「人民が自分たちの社会生活を規律する公共的な枠組みを自分たちの手で取りきめることができる」とする「自己統治としての自由」と整理する。大森は、政治思想の文脈では「個人の自由」を重視してきたのが、「近代以降のリベラリズムの伝統」であり、「自己統治としての自由」を主導していたのが、「古典古代期に期限を持つ共和主義の系譜」とし、この2つの自由の構想は、「つねに対置され、相互に葛藤ないし矛盾するものとして捉えられてきた」と指摘する(大森2006、11-12頁)。

¹² 小林があげる「共和主義的な公共哲学」の特徴は、「自治 (self-government)、共通善 (common good)、全体への配慮やコミュニティとの絆、公民的美徳 (civic virtue) などを重視する思想」である(小林2006、495-6頁)。

支配』の自由に焦点」を合わせていることから、『善』や包括的世界観・価値観に特に重点」を置いていない点で、コミュニタリアニズムの考えとは異なるとする。『非支配』としての自由を実現」することに集中し、「獲得された自由の行使の仕方」について注意を払わない「スキナー＝ペティットの共和主義」は、「公共善」の実現と結びつく機制を示していない点に弱さがあるとし、小林は倫理的側面の重視の違いから区別する（前掲書、500-1頁）¹³。

別の論文において小林は、この共和主義の違いについて、デモクラシーとの関係から以下のように論じている。まず、共和主義とデモクラシーとの関係の主要な点は、1点目が「公民的美徳と公共性の理想についての共和主義的要件」に、2点目が「粗雑な多数決の欠陥に対する共和主義の制度的取り決め」にある。前者を重視するのがサンドルの共和主義の構想に、後者を重視するのがペティットの「異議申し立て型デモクラシー」の構想にみられる要素である（Kobayashi 2023, pp.8-11）¹⁴。こうした相違は、デモクラシーの質の低下を防ぐ姿勢に現れる。衆愚制阻止への解決策として、共和主義者は「政治参加のための公民的徳性と公共の利益を達成するための政治的知恵」の養成と、「独裁や暴政を防ぐための制度的工夫によって補完」しようとすることにある一方、コミュニタリアニズムの解決策は、「市民の一般的な倫理的向上」に求められる（Ibid., p.11）。

デモクラシーは、デモス（*demos*）の支配、つまり、全人民による統治を意味するが、小林は、「すべての人々が形式上は投票の権利を有するという条件下」で、「様々な質の精神的能力を有する人々」による統治を含意すると理解する。このことは、人々の間の性格や知識の側面の質的能力に関する違いを軽視

¹³ 小林は「非支配としての自由」に重点を置く「スキナーペティットの共和主」を「非支配の共和主義」と呼び、「コミュニタリアニズム共和主義」と区別する（小林 2005、247-249頁）。

¹⁴ 小林は、サンドルに見られる共和主義を「公共的なもの」の実現を図る政治思想・政治運動としての「実質的共和主義」と呼び、ペティットにみられる権力の分立や反王制の政治思想・政治運動を中心とする「形式的（制度論的・国制論的）共和主義」と呼ぶ（小林 2005、250-251頁）。

する面がある。小林は、こうした人々の間の精神的・道徳的能力における質的違いは常に存在することで避けられないものであり、また量と質との緊張関係から避けることが困難なものである。ゆえに、統治の質を考慮した「実質的なデモクラシー」の観点から、デモクラシーの保持・発展において重要となると小林は指摘する (Ibid., pp.13-4)¹⁵。

2.3. ミルの「共和主義的解釈」における2類型の特徴

以上の小林の共和主義研究から、「非支配的共和主義」と、「コミュニタリアン共和主義」の2つのタイプを確認できた。これらの共和主義は、「公民的美徳」としての倫理的要素と制度的・自由主義的要素の両方が含まれているが、前者の「非支配的共和主義」は、その倫理的要素は「コミュニタリアン共和主義」よりも希薄である。加えて、政体の質という観点について、「コミュニタリアン共和主義」は、構成員の人格的陶冶と、政体を運営していく実践的な面における各個人のあり方を関連させて重要視することから、倫理的要素を強調するものである。こうした共和主義の倫理的側面における人格形成を重視する視点と、ミルの「共和主義的解釈」における公民的美徳のコミットメントの違いに関する視点との関係について、まとめると以下のように考えられる。

上述したように、ミラーの「市民的リベラリズム」、小田川が指摘する「積極的性格」の強調、そしてダラクアの「徳があり活動的な市民」の存在を重視す

¹⁵ 小林は「水平 (horizontal)、垂直 (vertical)、高さ (elevational)」の3次元からなるモデルから、デモクラシーの構想に関するコミュニタリアニズムと共和主義の特徴を述べている。「水平的次元」は「平等 (equality)」や「量 (quantity)」といった人々の関与・参加の程度に関するものであり、「垂直的次元」は「統治や自由 (Liberty)」に、そして「高さの次元」は「倫理や徳」や「質 (quality)」を表している。このモデルでは、コミュニタリアニズムや共和主義は、その意志や参加の質に重点を置いた理論であり、その複合的視点が強調される。つまり、共和主義は公民的美徳を、コミュニタリアニズムは道徳性と徳を強調している。このことは、コミュニタリアニズムや共和主義では、「人間の性格の質 (quality of human character)」に関する倫理的・道徳的な美徳や精神性」重きを置くという特徴を有するとして、デモクラシーにおける質の確保を目指す「ハイ・クオリティのデモクラシー」の構想を提示する (Kobayashi 2023, pp.12-15)。

る視点は、自由を個人の人格的完成と関連させて解釈できるものであった。しかし、この3者の視点には、「公民的美徳」へのコミットにおける濃淡の違いがある。こうした違いについて、「濃い公民的美徳」との関係から論じてきた。ミラーは、人格的な陶冶というそれ自体の価値からよりも、統治の安定性という副次的な効果に、ミルにおける「公民的美徳」の観点の比重が置かれていることから「濃い公民的美徳」と「薄い公民的美徳」ととの中間的なものであった。これに対し、小田川は積極的な市民像や、「道徳的自由の感情」の陶冶という観点から、ミルの「公民的美徳」の観点について、ミラーと比べれば、そのコミットは高い傾向にある。しかし、従属的支配を回避する制度的枠組みとの関連についての論究が弱いことから、「濃い公民的美徳」の考えを一部含むものと捉えられる。小林の共和主義の類型から考えれば、ミラーは、リベラルな視点の方を共和主義的な非リベラルな視点よりも重点を置いていることから、「非支配の共和主義」と、「コミュニタリアン共和主義」ととの中間に位置すると見做せる。また、小田川においては、ミラーと比べ「濃い公民的美徳」の要素が強くあり、小林の分類においても、倫理的側面を強調する視点に近いものであるが、その内容はまだ未分化である。

一方、ダラクアは、男女、各個人が従属的な状況に陥らないようにする「非支配」の自由とする制度的枠組みを重視することから、「薄い公民的美徳」といえる。小林の倫理的側面に注目した共和主義の分類から、まさに「非支配の共和主義」と見做すことができる。

以上のことから、ミルの「共和主義的解釈」類型から、2つのタイプがあることが確認できた。以下では、倫理的側面を重視する「濃い公民的美徳」のモデルと、小林が提示する「コミュニタリアン共和主義」とが重なる、ミルの「共和主義的理解」のタイプを『代議制統治論』を中心に考察していく。

3. ミルにおける「コミュニタリアン共和主義」の特徴

本節では『代議制統治論』において考察された統治形態と国民性¹⁶の相互的な作用や規定から、ミルの共和主義的解釈におけるもうひとつのタイプの特徴

を明らかにする。

政治参加とそれに伴う人格の陶冶との関係については、多くの論者によって夙に指摘されてきた。そこでの主な主張は、ミルが政治参加により市民が良心的な自治の精神、経済的利己主義に支配されている私生活からの脱却を期待していたとし、参加に伴う効果をミルのデモクラシー理論の核心と見做すものである (cf. Pateman 1970、関口 1989)。しかし、その一方でミルは、国民の世論の変動から国政を守るために政治参加に懸念を抱き、消極的であったという見方がある (cf. Arneson 1982)。この見方は、何よりも個人の自由を重視し、多数派を形成しうる大衆に集団的決定を委ねることを危険視する考えをその基礎とする。この視点は、『自由論』で論じられていた多数者の専制に代表される、当時の大衆に対する悲観的なミルの考えを反映するものである。先に見たように、当時のイギリスは選挙権の拡大に伴う大衆の政治への参加の増大と、商業文明の発展に伴う私利利害の追求への没頭や、順応主義の蔓延といった事柄をミルは憂慮していた。ミルは民衆による統治としてのデモクラシーを「平等に代表されているすべての国民によって、すべての国民を統治する体制」、「全市民の平等」と同じ意味であると考え、少数派が多数派によって意見を無視されることを否定していた。ミルが危惧し否定的評価を下したのは、多数派のみによって政治的事柄が決定され、実行に移されるという「階級立法」だけでなく、代表機関や、代表機関を統制する国民全般の意見のレベルの低さもあった (CW XIX, pp.448-9: 121-2 頁)。ミルは、この危険性を回避するために、政体の質の向上と確保、それを支える人々の資質と、それを育むための制度的枠組みといった両面から目指した。

ミルは『代議制統治論』において、統治形態を評価するための基準として、

¹⁶「ベンサム (Bentham)」(1838) で、ミルは「あらゆる人間集団を一つの社会として存続」させるものは、「国民性」であり、それによって、国民が試みるあらゆることの「成功」と「失敗」を分かつと述べている。それはまた、「ある国民が高尚な物事を理解したり志向」したりするように、また、「他の国民が劣った事物に卑屈な態度をとるよう」に導くものであり、「ある国民の偉大さを持続」させ、「他の国民を早い段階で急速に衰退」させるような「運命づけられた」ものである (CW X, p.99: 134 頁)。

「集団的にも個人的にも被治者のすぐれた資質の総量を増大させるのに役立っている度合」と、「機構が、一定時点に現存する諸々のすぐれた資質を活用して、それらの資質を正しい目的のための手段としている度合」のふたつを提示し、その政体に住む人々の人格的陶冶を統治の目指す方向性と強く結びつけた議論を展開している (Ibid., pp.390-1: 29 頁)。こうしたミルの政体の望ましさと、知的・道徳資質の向上とを合わせた言及からは、ミルが人々の公的領域への積極的関与により得られる利益が有益であると捉えていたといえる¹⁷。ミルは、この参加に伴う人々のあり方を「公共精神の学校 (school of public spirit)」と表現し、ミルが知的資質の向上と道徳的発達を非常に密接に結び付け、両者の相互作用としての働きを強く認識していたことが伺える (Ibid., p.412: 64 頁)。

本節では、ミルの共和主義的見解について、個人の権利保護という点のみならず、個々人の人格的発展の可能性を核心とした、制度と個人との連関から政体の質の確保を目指したミルの企図を明らかにする。はじめに、いかにミルが市民の精神的特質の陶冶を想定し、さらにその政体を構成するあり方や、その発展に必要な要素について、どのようにミルが想定していたのかを見ていく。つぎに、こうした場におけるミルが想定する人々のあり方について、共和主義理解で鍵概念として提示されてきた「積極的性格」の特性から明らかにする。以上の記述から、ミルが、制度とその制度の中で生きる人々の資質やその向上とを結び付けた、複合的な視角を有していたことを提示する。

¹⁷ こうした公的領域への積極的関与により得られる利益を有益と見做すミルの考えは、従来考えられてきた功利主義に対する一般的理解と距離があるといえる。一般的に、功利主義的な考えにおける政府の目標は、「最大多数の最大幸福」という言葉に表されているように、最大数の人々における幸福の最大化を達成することであり、積極的な市民の参加を含む市民の政治的権利は、この目標に役立つ限りにおいてのみ価値を有するといった道具主義的なものと見做される。しかし、ミルのアプローチはこれとは異なる。政治への参加による人々の教育、その帰結としての人格の向上につながると考える、道具的な関係としてだけでない視点がミルのデモクラシーの想定には含まれている。

3-1. ミルにおける人格的陶冶としての政治の場の認識

ミルは、政治制度、統治の体制がその中で暮らす人々の観念を形成するのに及ぼす役割の重要性について、「代議制の原理（Rationale of Representation）」（1835）で、以下のように論じている。

最も広範囲にわたり、かつ複雑な科学である統治の哲学（philosophy of government）は、政治制度の影響についての完全な見解を包含する。その影響とは、直接的な影響だけでなく、一般にはあまり注目されていない間接的かつ遠隔的な影響、すなわち、諸政治制度が、国民性（national character）や人民のあらゆる社会的関係にどのように影響するのか、そして逆に社会や人間の精神の状態が、どのように統治形態の影響についての効果を助けたり、弱めたり、または修正したりするのか、そしてその安定性を促進または阻害するかということである（CW XVIII, p.18）。

こうしたミルの見解は、政治の射程として、その制度的発展のみならず、人間本性としての発展、とりわけ、その政体に住む個人の資質の陶冶を含むものである。このことはまた、個々の人びとが、自己の発展や自己決定・自己選択を行う機会を保障する制度的な取り決めと、その取り決めを守りより発展させていく意思を有する人々の存在や育成が、同時に求められるということである。このミルの認識は、制度や制度的保障と、それを創造する政治社会における個人のあり方との強い結合関係を含意するといえる。

ミルが想定した政治共同体と個人との関係について、『代議制統治論』でミルは政治の領域での積極的な意味合いを以下のように論じている。

これまでに到達している人間改善のどの状態においても、個人を現にあるようにし、その将来の可能性を実現へと導くことができる影響力の中で、個人に及んでいる権威の性質と度合、権力の配分、命令と服従の諸条件は、宗教的信条を除けば最も強力な影響である。……国民がより高い段階へと向

上するために踏み出す必要のある次の一步に対して、国民に波及する統治体制の作用が有利に働く、あるいは不利に働かないという長所である (CW XIX, p.394: 34 頁)。

こうした統治形態と人間の精神の発達や社会状態の進展との相互作用や相互規定、精神と社会状態との発展における相関への見解をミルは有していた。ミルは、人々が参加する政治システムを梃子に社会の様態や、彼らの行動様式の変化、発展を意図していた。こうしたミルの視点には、升が指摘するように、トクヴィルの影響がうかがえる¹⁸。升は、トクヴィルには「諸条件の平等化は、中産階級の私的利益の追求を専らとする行動様式支配的なものとし、公的領域の健全な担い手を消失させる結果をもたらすもの」であり、「諸自由を保全する確固とした統治の枠組みは脆弱なもの」となる。その結果「容易に専制権力」が生じることになるという認識があった。故に、トクヴィルにおいては「産業社会の発展は、多くの人間が物質的豊かさを享受し得る点で肯定的面を備えながらも、必ずしも進歩とは等置し得ないもの」であり、「地方政治での有効な政治参加を通じ、人々の私的利益への関心を公的関心に転化させることができると判断し、そこに活路を見出」すことで、その解決を図ったと升は指摘する。こうしたトクヴィルの立論の特徴について、升は「私的領域の関心が政治的領域に一方的に反映することで、政治的空間が空間としての意義を失うことを拒絶することを含意しており、政治システムを工夫することで、政治独自の空間を再現しようとする試み」であるとする (升 1993、361 頁)。

このようなトクヴィルの「政治モラルに関わる積極的意義」を「生産商業活動の消極的容認」と結びつける視点とは異なる考えをミルは持っていた。「中産階級の側に拠る」ミルは、「生産商業活動に積極的意義」を認め、「生産商業活動を発展させ、物質的代謝を促進することは、社会の一般的目的の不可欠の部分」である。このことはまた、「政治がより広い空間を包み込むことを期待し、

¹⁸ ミルが、トクヴィルにおけるデモクラシーの考えから受けた影響の詳細については、関口 (1989) の 266-278 頁、山下 (1992) を参照。

生産商業活動自体が、ある公共的機能を果たすべきである」とミルがみなしていた証左であると、升は指摘する（前掲書、362頁）。

『代議制統治論』において、ミルはこうした社会的活動を支える鍵となるものとして「共感(common sympathies)」や、「国民の一体感(feeling of nationality)」、「同胞感情(fellow-feeling)」をあげ、それらを重要視する。「共感」とは、「部外者との協力以上に積極的に相互協力し、同一の政府の下にあることを願い、自分たち自身あるいはその一定部分だけで行う統治であってほしいという気持ちを生じさせる共感のこと」と、ミルは定義している。そして、こうした「国民の一体感」が生じる最大の原因は、「同じ政治的経験を共有していること」、「一国民としての歴史を持ち、その結果、記憶が共通になり、過去の同じ出来事に対する誇りや屈辱感(pride and humiliation)、喜びや悔根(pleasure and regret)が集団として共有される」ことである。かつ、「自由な制度にふさわしいまでに成熟した国民」において決定的な重要な事柄として、ミルは「同胞感情」をあげる。「同胞感情を欠いた国民、とりわけ別々の言葉で読み書きをしている場合は、代議制統治を機能させるのに欠かせない統一された世論」が形成されず、政治社会の安定を確保できないと、ミルは見做している(CW XIX, p.546-7: 276-8頁)¹⁹。

政治社会の安定性の要因について、ミルは「コウルリッジ(Coleridge)」(1840)において以下の3点をあげている。1点目が「市民とみなされたすべての人びと」、「非常な力によって抑圧されている奴隷でない人びと」において、「自制的訓練(restraining discipline)」を主要な構成要素とする「幼年時代に始まり終生継続される一つ教育組織」が存在していることである(Ibid., p.133:

¹⁹ また、こうした「同胞感情」に基づいた人々の活動について、ミルは「セジウィックの論説(Sedgwick's Discourse)」(1835)において、「文明人を野蛮人から区別するもの、すなわち共通の目的のために協力する能力(power of co-operating for the common object)」という点、「識字力、博愛精神、公共の事柄への関心が広く国民に行き届いている点」において、イングランドの国民は「他のあらゆる国民を凌駕」しており、「旧世界のどの国民」も及ばないとし、哲学の推進、知的探求やその資質の育成の重要性について言及している(CW X, p.35: 6頁)。

158頁)。2点目が、「何らかの形で、恭順または忠節の感情」が存在していることである。この感情は「民主政体においても君主政体においても」同一の本質、つまり「一般の合意によって、その場所に留まる権利を持ち、いくら変わろうとも、妨害に対して守られるべき権利を持つというもの」である。この感情は、「個人的自由と政治的、社会的平等との諸原理と結びつく」ことが、今後、継続していくうえで重要なこととなる (Ibid., pp.133-4: 159-160頁)。そして、3点目が「同一の社会または国家の成員の間に存在する強力で活発な結合の原理」としての「国民精神」が、あるということである。この結合の原理は、「共感の原理」であり、「同じ政府のもとに生き、また同じ自然的ないし歴史的境界の内部に含まれている人びとの間に存在する共通利益の感情」である (Ibid., p.134-5: 161-2頁)。ミルはこうした感情の特徴を以下のように論じている。

社会のある一部が他の部分に対して己を異邦人とは思えないこと、彼らが相互の結びつきに対して価値を認めていること、彼らが一つの国民をなしていると感じ、運命をともにするものであると感じ、同国民の中のいかなる人にとっての害悪も彼ら自身にとっての害悪であると感じていること、また、何らかの共通の不便に対する己の分担を免れようとして自分たちの結びつきを切り離そうとするような、利己的な欲望をもたないこと、を意味しているのである (Ibid., p.135: 162頁)²⁰。

²⁰ 政治社会の安定要因におけるミルの考えは、彼の「人間理解から導かれる」と升は指摘する。「人間は、自らの持つ諸観念により世界を理解する。その諸観念が変化すれば、対象も異なって理解されることになる。そして、その諸観念は主観的感情、快苦の感覚、対象の属性の模写である単純観念の融合体であった。他者もまた同じ構えで世界を理解している。従って、他者を理解するには、主観的感情、苦の感覚、対象の属性の模写である単純観念の、それぞれの水準での相互了解が必要となる。単純観念に関しては、言葉という形で、外化することができる。しかし、主観的感情と快苦の感覚自体は、論理的形式に置き換えることはできない。他者の主観的感情、快苦の感覚を理解するには、同感 (sympathy) を媒介手段とする以来にはないのである。」(升 1993、367頁)。

こうしたミルにおける政治社会の理解について、升は「十八世紀以来描かれてきた生産商業社会と一致」するものであり、このとは「ミルが政治の空間が生産商業社会の空間と繋がりを持つものと想定している」と指摘する。また、もし仮に「空間としての政治の意義」が、公共精神の涵養を目的とするならば、「生産商業社会自体に公共性を実現する力」が備わった際には、積極的意義は薄れ、「その統治機構の活動領域は限定」される。この認識において、政治の意義は「道具的機能に収斂」しうる。しかし、ミルが政治の意義において「道具としての意義」に加え、「より優れた観念を創出するための空間としての意義」を想定していたと、升は指摘する。このことは、「政治の場を様々な観念が提示される空間と措定し、政治の場に諸徳に醸成（諸利益の調整）にとどまらない意義を担わせた」特徴を有する（升 1963、363 頁）。

こうしたミルにおける「人間の完成の論理」から政治・社会の捉える視角について、升は「広範囲な政治」と特徴づける。升は「ミルは、人間の観念が他を規定する要因として働く」と理解していたとし、「人間の完成にとり根源的である複雑観念の改善に関しては、より原理的な対応」を取る必要性を認識していたと指摘する。加えて、ミルにおいては「全ての複雑観念が対象」であり、政治的領域は「政治は広範囲な領域を持ち、多くを包摂するもの」となる。それは「人々が行き交う場と重ね合わせてイメージ」される、「多くの人を包み込み、殆ど全ての事象を対象とする、広範囲な政治を構想」したものである（前掲書、378-379 頁）。よって、ミルが想定する政治・社会的領域とは、制度化された場における限定されたものとしてではなく、より広範囲の領域を覆うものと考えることができる。このことは、また、私的な領域で生を営む個人のあり方を保障するだけでなく、公的な領域における活動を通じ、自身の周囲の環境の変化に関与することを促進するということを含む広範囲な領域を含意する。

ミルは、こうした広範囲な政治社会において必要とされる要素として「自由」を重視し、「多数者の専制」に危機感を有していた²¹。ミルは個人に対して、社会が考えや慣習を押し付けることは、個人の独立性やそれに伴う個人の自由を侵害することであり、ひいては、自由な社会の存続における危険性につながる

という問題意識を有していた。その中で、ミルは自由な社会の発展・維持において重要となる観念として、「個性」の重視を謳っていた (CW XVIII, pp260-75: 125-166 頁)。こうしたミルの社会的領域における個人の自由を重視する特徴について、筆者は、これまでその個性の概念が主に重視されてきた個人の領域に限定された単なる保護の対象という消極的な面だけでなく、彼ら自身が所属する社会に対しても、影響を与えることも想定された積極的な面も有するとし、「積極的個性 (positive individuality)」と呼べる特徴を指摘した (石川 2023)。

従来ミル研究で重視されてきた自由と個性に関する事柄は、消極的個性 (negative individuality) と呼べるものであった。そこでの中心的課題は、各個人が有する善き生の構想は多元的な状況にある社会において、その多元的状況を破壊しないような対応として、善という究極目的の具体的な想定を行わず、個人の精神内の外部からの保護を中心とすることで、各個人が自由に善の追求を可能とするものであった。この想定における個性については、私的領域と公的領域との意識的なつながりは、強く規定されることはない。しかし、積極的個性については、多元状況への配慮と精神内の保護に加えて、自身の属する社会、共同体についてその良き発展のために寄与していく姿勢を打ち出すものであり、個性に政治的主体の想定を組み込んだものである。というのも、人間の完成、「人間が美しいものとして観照 (contemplation) の対象」となるのは、「他の人々の権利と利益のために課された制約の範囲中で、個性的なものが陶冶

²¹『自由論』において、ミルは「市民生活における自由、社会の中の自由」を対象とした「個人に対して社会が正当に行使し得る権力の本質と諸限界」の考察を主題とし、社会が個人に対し正当に行使し得る権力の限界を、「自由原理」から説明している (CW XVIII, p.217: 11 頁)。他者の安全を脅かす事柄については、人々は、法律や刑罰、世論といった責任が負わされることで一定の制限を受けるが、自分自身にのみ関係する領域では、「本人の独立は、当然のことながら絶対的である」とし、その領域では個人は自由に行動することが許される (Ibid., p.224: 27-28 頁)。こうした個人の独立性の重視や、人々が自身の判断のみに基づいて行動できる自由の「妥当な領域」が具体化され、それに伴い、個人自らのコントロールが及ぶのに必要な諸領域の境界が決定される。かつ、この自由原理を媒介とすることで、個人が所属する政体のあり方を考え、決定しうるものとなる (Ibid., pp.292-310: 207-252 頁)。

され引き出されている」からである（CW XVIII, p.266: 141 頁）。そして、人間の生活は、この多様性の影響によって生気に満ちたものとなることから、ミルにおける個人の性格が持つ積極的な側面の要素を読み取ることができる。さらに、この個性の発展・完成には、政治参加を手段的なものでなく、本質的なものとする強い想定をミルは行っており、この姿勢は『代議制統治論』等で、ミル自身が強調してきたものである。しかし、性格の完成に向けた姿勢は、画一的なもの、単一の形を目指すものでもなく、人々に強制を課すものでもない。ミルが想定する個人像は、政治的主体への広がりをも含む、個人の領域に限定されない公共的な領域をも想定した概念なのである（石川 2023、148-150 頁）。

以上のことを合わせて考えるならば、ミルが想定する政治社会の領域とは、個人と他者とが互に関係しあう、ダイナミックな領域であると考えられる。こうした領域は、多様な考えを持った人々が、交流し合うことを通じ、その内実が発展していくというものである。こうした政治・社会的領域を支える人々の交流のあり方について、ミルは「意見（opinion）」と「説得（persuasion）」を重視している。

政治的な力へと転化していくような社会的な力は、静止した力、たんに受動的な力（power merely passive）ではなく、能動的な力（active power）であり、言い換えれば実際に行使されている力である。それは、現存するすべての力の中では、ごく小さい部分でしかない。政治的に言えば、すべての力の中で大きな役割を持つのは意志の力である。とすれば、意志に対して作用するものを計算から除外しておいて、政治的力の諸要素を数え尽くすことなどできるだろうか。社会で力をふるう者が結局は政治でも力をふるのだから、意見（opinion）への働きかけによって統治の基本構造に影響を及ぼそうとする企ては無意味だという考えは、意見そのものが活力ある最大の社会的力の一つである点を忘れている。信念を持った一人の人間は、利害関心しかもたない九十九人に匹敵する社会的力である。特定の統治形態なり何らかの社会的事実なりが望むに値するものだという見方を、一

般的な説得を創り出すことに成功しうる人は、社会の諸力を味方につける可能性を持った最も重要な一步をほぼ進めたことになる (CW XIX, p.381: 13 頁)。

このように、ミルは人々による物理的暴力等で強制的に自身の意見を押し付けるのでない、説得という形式を政治社会の運営の規範と見做していた。では、こうした規範を十分に保障し、発揮することを期待できる具体的な政治体制について、ミルはどのような認識をしていたのか。

上述したように、ミルは統治形態を判断するための基準として、「集団的にも個人的にも被治者のすぐれた資質の総量を増大させるのに役立っている度合」と、「機構が、一定時点に現存する諸々のすぐれた資質を活用して、それらの資質を正しい目的のための手段としている度合」の2つを提示し、その政体に住む人々の人格的陶冶と統治の目指す方向性とを強く結びつけた議論を展開している (Ibid., pp.390-391: 29 頁)。ミルのよき統治の2つの基準について、トンプソン (D. Thompson) は、前者を「教育的目標」、後者を「保護的目標」とし、「参加 (participation)」と「有能性 (competence)」という2つの原理を導入することで、ミルの代議制統治の考えを整理している (Thompson 1976 p.9)²²。トンプソンは、市民に「政治的有効感 (political efficacy)」、つまり自分の生活をコントロールしているという感覚を与えるという点において、市民が参加を通じ自身の資質の向上を図れると指摘する (Ibid., p.39)。ミルは、こうした多数の人々が政治の領域に参入できる体制を最善のもとと考え、それが代議制統治 (representative government) にあるとする。

理想の上での最善の統治形態を示すのは難しくない。それは、主権あるいは最終的な最高統制権力 (supreme controlling power) が社会全体に付与され、また、市民がその究極の主権の行使に発言できるばかりでなく、地

²² ミラーはこの2つの原理を「教育と効率性の目標」と呼び、ミルの関心は教育の目標にあると指摘する (Miller 2010, pp.171-172)。

方や国の公的な役割を自ら直接に果たすことで統治体制に実際に参加するよう少なくとも時折は求められる、そうした統治形態である（CW XIX, pp.403-404: 50 頁）。

代議制統治が意味するのは、全国民あるいは国民の大多数の部分が、自分たちで定期的に出る代表を通じて、どんな国制でも必ずどこかにあるはずの最終的統制権力（ultimate controlling power）を行使する、ということである。この究極の権力を、国民は完全無欠な形で持たなければならない。国民は望むときにはいつでも、すべての統治業務の支配者でなければならない（Ibid., p.422: 80 頁）。

以上が、ミルが最善の統治形態とする「代議制統治」であるが、それを支える要素としてミルが注目するのが、統治形態のあり方と、そこに住む人々の資質の2つである。以下の節では、こうしたミルの想定について詳細に論じていく。

3-2. ミルの制度的取り組みにおける資質の重視

『代議制統治論』の第1章においてミルは、統治形態は選択可能なもの、とりわけ、そこに住む人々によって選ばれ、成長しうるものであると指摘する。

……（無視されることもある命題ではあるが）政治制度は、人間が作ったものであって、その起源も存在全体も、人間の意志に負っている、ことを忘れないでおこう（Ibid., p.375: 3 頁）。

こうした人々によりつくられた「政治機構（political machinery）」は、それ自体で独自に動くものでなく、それは「普通の人々（ordinary man）」によって動かさなければならないものである。そこで必要とされるのは、「人々の服従だけではなく人々の活発な参加」であり、その政治機構は「人々の能力や資質の現状に適合されなければならない」ものでもある（Ibid., p.376: 4 頁）。そし

て、統治形態を作動させる力は、「機構の外部に探し求め」られる必要があるが、それこそが「人間の力」であるとする (Ibid., pp.380: 11 頁)。

この政治機構が、人々に継続的に受け入れられる要件として、ミルは3点あげている。1点目は、国民がその統治形態を「進んで受け入れていなければならない」こと、もしくは「少なくとも、その統治形態を確立するのに克服可能な障害となる程度までは嫌がっていないこと」である。2点目は、国民が「その統治形態の存続に必要な物事を進んで行なわなければならないし、かつ、行えなければならない」ということである。そして3点目として、国民は「その統治形態の目的を果たすために、国民に求められる物事を進んで行なわなければならないし、かつ、行えなければならない」というものである (Ibid., p.376: 4 頁)²³。そして、こうした3要件の記述の中でも、ミルは国民による統治形態の維持を中心に議論を展開していく。この統治形態をミルは「自由な統治 (free government)」と呼び、その政体における人々のあり方について注意を向ける。

国民が自由な統治を選好しているとしても、自由にまったく不向きなときがある。怠惰、不注意、臆病、公共精神の欠如 (want of public spirit) のために、自由な統治の維持に必要な努力を行えない、自由な統治が直接攻撃されているときに自由な統治のために戦わない、あるいは、国民を自由な統治から逸脱させようとして使われる欺瞞に、国民が載せられてしまう場合がそうである。国民が一時的なパニックのために、あるいは一個人に対する発作的熱狂のために、大人物の足下に自分たちの自由を投げ出してしまったり、制度を転覆できるような権力をその人物に委ねたりする場合も同様である。こうした国民にとっても、たとえ短期間でも自由な統治を手にするのはよいことだろうが、しかし、彼らが長期にわたって自由な統

²³ この3要件は、第四章「どんな社会条件では代議政統治は適用できないか」において、以下のように言い換えられている。「第一に、国民が代議制統治を意欲的に受け容れていること、第二に代議制統治を守るために必要な物事を国民が意欲的に行うこと、かつ行えること、第三に代議制統治が国民に課している責務や役割を国民が意欲的に果たすこと、かつ果たせることである」(CW XIX, p.413: 65 頁)。

治を享受する見込みはない (Ibid., p.377: 5-6 頁)。

この「自由な統治」の活動に関係する人々の動機は、「意志」に帰するもの、確固たる意志から始まることに基礎を置くものである、とミルは見做す。そして、ミルは「よい統治 (good government)」の中心的要素として、「統治が行われている社会を構成している人々の資質 (qualities of the human beings)」、
「社会を構成する人々の徳と知性 (virtue and intelligence of the human beings)」をあげ、その構成要素として以下の2点を指摘する。1点目が「国民自身の徳と知性を促進するという点」であり、その際に想定される資質は「道徳的資質、知的資質、活動的資質」の育成である。ミルは「被治者の幸福は統治の唯一の目的である」ということに加え、「被治者の高い資質は統治機構を動かす駆動力を与える」ということから、統治体制のよさを判断する基準の一つとして、「集団的にも個人的にも被治者のすぐれた資質の総量を増大させるのに役立っている度合」を採用する。そして、構成要素の2点目が、「機構それ自体の質」である。それは「諸々のすぐれた資質を活用し、それらの資質を正しい目的のための手段としている度合」とし、資質を発揮するための制度的仕組みを整備できているのかということである (Ibid., pp.389-390: 27 頁)。

また、こうした資質を発揮させるのに寄与する制度のあり方に加え、ミルは政治的腐敗に対する防止策として、それらが国民と統治の業務を担当する実務者の両者に関係する点を指摘する。ミルは「騎手がいなければくつわで馬を操れない」と例えるように、「政治的防止策」という制度的仕組みそれ自体が自動的に作動するものでなく、「統御を行う上層部」という人々が、統御すべき人々と同様に、「腐敗 (corrupt)」、「怠慢 (negligent)」でないことに注意する。また、「全統御機構の主動力である公共」が「余りにも無知で、余りにも受動的、そして余りにも不注意で無思慮」で、その役割を果たすことができないならば、「最良の行政機構」から、ほとんど恩恵を引き出すことはできないと論じられるように、政治の健全な運営に求められる制度的取り組みに加え、その制度を担う人々の資質が、その制度の中で陶冶されることをも、ミルが求めていると言

える (Ibid., p.391: 28 頁)。

以上の構成要素について、ミルは以下の2点に再定式化する。つまり「知性や徳の発展、および実践面での活力や能力の発展という意味での社会の全般的な精神的発展を促進する度合」と、「公的な仕事で最大効果を発揮させるために既存の道徳的、知的、活動的な力量を政治制度が組織化する際の、組織化についての完成度合」である。そして、ミルは統治体制における評価のポイントとして「人々に対する作用と物事に対する作用」に重点を置く。

市民をどう変えているか、そしてまた、市民を用いて何をしているかによって、つまり、国民そのものを改善したり劣化させたりする傾向と、国民のために国民を用いて行う仕事の善し悪しとで評価するということである。統治体制は人間精神に作用する大きな影響力であると同時に、公的業務のための一連の組織化された仕組みである (Ibid., p.392: 32-33 頁)。

こうした、ミルの政治機構のあり方に関する視角は、国民の資質の向上やその資質を実際に発揮できる環境の創造を中心としたものである。次節では、ミルが重視していたもうひとつの視角である人々の資質や徳について、その具体的な特徴を「積極的な性格」から見ていく。

3-3. ミルにおける「積極的な性格」とその陶冶

『代議制統治論』において、ミルは「積極的な性格」を「善良な専制君主」の統治下にある「受動的な性格」を有する国民との対比の中で提示する。ミルは「絶対権力が卓越した個人の手になれば統治の全職責の遂行は間違いなく有徳で賢明」であろうし、「善良な専制君主」により、よい法律が制定され、司法が適切に行われると正の効果がありうると想定する。

しかし、こうした想定には大きな問題がある。はじめに「善良な専制君主」の存在が、現実的でないということである。「善良な君主」において担われる業務は、法の制定から、司法や行政の適切な遂行といった広範囲に渡るものであ

り、この領域をすべてカバーするためには、「万事を見通す君主」が必要となる。しかし、このような超人的な人間が、存在する可能性はかなり低い。かつ、仮にこうした君主がいると認めたとしても、重大な問題がある。それは、「超人的な精神能力を持った一人の人物」が国民の万事に対応することにより、その統治下における国民へ負の影響を及ぼすということである。ミルは、こうした負の影響を、国民の性格のあり方に関連付けて説明している。その人物によりすべてが処理される、「国民に代わって国民以外の意志で決定」されれば、その決定に従わないことは、「法律上、犯罪」と考えられる。そうなれば、国民は「自分たちの運命についての実効性のある発言力」を有せず、「自分たちの集団的利益について意志を働かすこと」もないという状況下に置かれることで、受動的な性格を強める。このことは、ミルが特に危険視する傾向でもある (Ibid., p.399: 42-3 頁)。

こうした受動的な条件下にある国民は、知的能力と道徳的能力を発達させることが困難となる。知的能力の発達活動に関しては、政治の実務や提言と関係ない所での知的発達は許されるであろう。しかし、政策への提言でもそれが担当者に届くのは、「卓越しているとすでに認められているか評判になっている人だけ」であり、「提言が考慮されるとまでは期待できない」という状況を生じさせる。こうした状況は、人々が結果に対し何らかの働きかけができたという見通しを失わせるものであり、これでは精神活動を十分に刺激することは困難となる。また、こうした見通しが立たない状況では、国民は「重要な実践的問題については情報も関心も持たないまま」であり、こうした状況における知識は「興味本位の知識」にすぎない、とミルはその弊害を論じる²⁴。

²⁴ 限定的な状況下でも、「国民が知的能力をまったく失ってしまう」ということではないとミルは指摘する。人々は「それぞれの個人や家族が自分のために必然的にやらざるをえない生活上の普通の仕事でも、思考の狭い一定範囲内に限られるにせよ、ある程度の知性や実践的能力を喚起する。」とし、「科学の発展に努力する学者エリート階級」や「官僚や官僚をめざして訓練中の若人びと」の存在をあげている。また、専制君主の意向を高めるために、主に軍事的な事柄において「国内の最善の才能が体系的に組織される」場合もあるが、その効果は限定的であり公共的活動への経路を十分に確保できていない (CW XIX, p.400: 44 頁)。

受動的条件下における弊害は、また道徳的能力の発達においても現れる。こうした活動領域が人為的に限定される場合には、「人間の感情は狭くなり矮小化」する。そうすると、国民は「自国を気になくなる」とし、道徳的能力の発達への機会やその経路の確保についての弊害をミルは指摘する (Ibid., p.400: 44-45 頁)²⁵。以上のような議論から、ミルは、「よき専制」にある統治の問題を以下のように指摘する。

よい専制が意味する政府では、専制君主が依存する限りは国家の役人が積極的に抑圧することはないが、しかし、国民の集团的利益の一切が代行的に処理され、集团的利益に関する思考も代行されている。また、国民の精神は、国民自身の活力の放棄によって形作られ、そうした放棄に同意している。物事を政府に委ねてしまうことは、物事を摂理に委ねるのと同じように、自分では何も手出しをせず、結果が不快なものであるときには天災として受け容れる、というのと同じことである。……国民全般の知性と感情は物質的利益に向けられ、また、それが足りているときは私的生活を楽しみ飾り立てることに向けられる (Ibid., p.401: 45 頁)。

このように、ミルは「よき専制」の問題をその政体の人々の資質、知的・道徳的能力の発達・改善を阻害するという点に注目し、批判を行っている。ミルは、こうした専制的統治の特徴は、この統治の形態に内在する必然的なものであると考えている。この形態の統治から逃れるためには、「よい専制君主と考えられている者が権力の行使を控え、権力を留保しながらも国民が本当に自らを統治

²⁵ ミルは、「人間の視線と足元の塵芥から引き上げるのに頼れる力」として宗教の存在をあげているが、宗教が果す機能についても不十分であると認識している。宗教が「専制支配の目的のために歪められていない」と想定しても、「個人と創造主との間の個人的事柄」に狭められることで、「個人の私的救済」という問題が生じる。この宗教的活動の帰結として、この個人の私的救済は「最も利己的で狭隘なエゴイズムと完全に両立するし、他の信者の感情との一体性を信者にもたらさない点で、官能追及と同じ」であるとミルは指摘し、宗教の経路における不十分さを認識している (CW XIX, p.400: 45 頁)。

しているかのように統治業務全般が進行していくのを許さない限り」可能とはならない。また、こうした統治からの脱却は自由な制度を有する統治の重視をも意味する。ミルは「政治活動や公的問題に対処する能力が国民全体の中で成長」しうる場合、「政府が言うことの反復である」世論ではない、賛否を含意する「世論そのもの」や、その形成や表明を可能とする出版や討論の自由を生む機会を提供すると述べている。ミルは、こうした機会が提供する自由の恩恵のひとつとして、このような人々が住む政体の下では「支配者は国民の考えを無視できず、国民の改善抜きでは国民のために国民にかかわる物事を改善できない」といった、いわゆる自己統治の重要性を基底とした統治のあり方を重視する。そして、このことは、ミルが国民の資質の向上とその向上を行える統治機構の存在に重きを置いていることを意味している (Ibid., pp.401-402: 46-48 頁)²⁶。

こうした「自由な統治」を守り・発展させていく上で、鍵となるミルの考えが、「積極的性格」の議論であり、ミルの共和主義的解釈の際に、中心的議論となるものである。ミルは、性格に対する統治形態の影響について以下のように論じている。

人類全般の善 (the general good of humanity) にとって、積極的なタイプと受動的なタイプという2つの一般的性格類型のうち、どちらの優勢が望ましかである。悪弊と闘うタイプか耐えるタイプか、環境を自分に屈服させようと努力するタイプか環境に屈するタイプかである (Ibid., pp.406-407: 55 頁)。

上述してきたように「受動的性格」とは、集合的利益について、そのすべて

²⁶ ミルが想定する自由な政治社会の特徴について、関口は「見解を表明する自由」を保障する社会であり、そのためには単に公的決定に参加できるということだけでなく、自身や他者の「不当な支配に対する自由」に自己防衛できるよう、その危険性に対応できる社会であると論じている。このことは、国民の政治への参加が個人の領域にのみにかかわる問題ではなく、「同胞たる市民」たちに負わせられる義務の問題と「自由な政治社会」における自由の問題と考えることができる (関口 1992、46-58 頁)。

の処理を他者に任せてしまうものである。それは悪弊に「耐えるタイプ」であり、自身の資質の発達を阻害する環境を変えようとせずに「環境に屈するタイプ」である。ミルが、自由な統治を支え発展させていく上で重視する「積極的性格」とは、「受動的性格」と正反対のものである。この性格が示す個人について、ミルは以下の 2 原理を基底としている。

第一の原理は、どの人間の権利や利益に対しても、なおざりにされるのを確実に防止できるのは、当人がそれらの権利や利益を守ることができ、また、つねに守ろうという気持ちを持っている場合に限られるということである。第二の原理は、社会全般の繁栄はそれを促進するために動員される個人の活力や多様性に比例して高度になり広汎になる、ということである (Ibid., p.404: 51 頁)。

各個人を自身の「権利と利益の唯一の守り手」と見做す第一原理について、ミルは人々が利己的特徴を有するとする否定的な見解を拒否する。ミルは、「排除されている人々の利益」において、それを擁護する人々がいないならば「見過ごされる危険がつねにある」ということ、そしてそうした利益に注目されるとしても「直接の当事者の見方とは非常に異なった見方」をされるという傾向があると指摘する。故に、個人の権利や利益の保護をより確実とするのは、各個人が「自己防衛の能力 (self-protecting)」を有し、かつこの能力を行使できるかに比例しうるとし、ミルはこの原理を重視する。こうした人々の利益や権利に対し政治に携わる者に求められる態度として、「敬意を払って傾聴 (to be respectfully listened)」することをあげている。

そして、第 2 原理の「社会の繁栄」について、ミルは以下のように述べている。ミルは「他者が自分のためにしてくれる物事に頼るのではなく自立 (self-dependent) して自分から個人としてあるいは他者と協力してできる物事を頼りにすること」に応じて、「高度な成功」が可能になる。ミルが「自立」を強調しているのは、他者の利益保護の試みがいくら真摯なものであっても、その保

護される人々の行動が制限されているならば、その「当人の無事につながる、あるいは利益になる」とはいえないと、ミルが考えていることに拠るものである。そして、このことは「人間生活に関する本来的な条件」であると、ミルは想定している（Ibid., pp.404-406: 51-53 頁）。

このような2原理を基礎とするミルの考えに鑑み、「積極的性格」の特徴を具体的に述べるならば、以下ようになる。つまり、「積極的なタイプ」、「悪弊と闘うタイプ」や「環境を自分に屈服させようとするタイプ」が含意することは、国民自らが彼らが所属する政体において、その発展・維持を支えるのに必要となる国民としての資質を陶冶していくための制度的仕組みを確保するとともに、その仕組みの創造に寄与することを重視するということである。こうした「積極的助的タイプ（active self-helping type）の性格」が、「多数者の統治する体制」に好まれるというミルの指摘からも、ミルが構想する政体とは、デモクラシー的政体としての「自由な統治」を可能とするものである。また、ミルは「自分たちの他の営みにおいて、意志や魂、内面的活動の動機を持っている人は、支配者の思いのままになる単なる道具や材料にならないこと」や、「他者の意志への服従と、自助や自治の徳（virtues of self-help and self-government）との間」における相違を強調するミルの指摘はこの証左と考えられる（Ibid., p.410: 60-61 頁）。そして、注目すべき点はミルが制度的仕組みのあり方について、その政体に住む国民の資質を、「道徳的資質」、「知的資質」、「活動的資質」とし、これらの資質の育成を中心とした政体のあり方を構想していたということである。こうしたミルにおける政体の構想は、「自己統治」を重視するものであるが、それに加え、いわば政治参加に代表される「公民的美徳」としての資質を重視する、政治・社会領域に関係する人格的な資質についての徳の涵養を含意している。ミルはこうした意味での自己統治を重視する姿勢について、以下のように論じている。

……平等なスタート地点に立って、自分が属していない集団の感情や性向におもねることができるかどうかには自分の成功がかかっていると感じなく

てよいのであれば、どんな人の自助や独立独行にも大きな刺激が付け加わる。……性格に対して活気を与えるという自由の効果の最大値が得られるのは、当人が他者と同様に十分な特権を持つ市民として振る舞っているときか、そうなることを期待しているときだけである (Ibid., p.411: 62 頁)。

こうした自由の契機や個人を市民としての資質を持つように変化させる契機として、ミルは市民が「一時的に交代で何らかの社会的役割」を時折要求されることで「実践的訓練が市民の性格に及ぶこと」の必要性を指摘する。また、この過程の中で「自分よりもはるかにすぐれた教養を持つ人物」、「教育ある人物」との接触する機会を重視している (Ibid., p.411: 62 頁)。

ミルは、感情に関する事柄や教養ある人物との接触という事柄に加えて、より重点をおくのが、人々の「公的職務に参加することで与えられる教育の道徳的部分」である。

時たまであっても私人としての市民が公的職務に参加することで与えられる教育の道徳的部分である。この職務にある間は、市民は自分の利益以外の利益を秤量するよう求める。主張が対立する場合は自分の個人的な好き嫌いとは別のルールに従うことが求められ、共通善が存在理由となっている原理原則をどんな局面でも適用するよう求められる。……自分が公共の一部であって、公共の利益は何であれ自分の利益であると実感されるのである (CW XIX, 412: 63-64)。

ミルのこうした参加の効果への言及は、自身の力によって自己の権利や利益を守るという防御的な特徴だけでなく、教育的機能と呼べるものである。というのも、義務への服従だけではなく個人の精神的な発展、活動性や自発性といった、広範囲の領域における資質、徳の育成に関する参加の効果を、ミルが見出しているからである。こうした人格的陶冶についてのミルの視角は、また、「自分の理解に理由が与えられ、一般的利益への自分の想いが刺激される」ことで、

「自分が公共の一部であって、公共の利益は何であれ自分の利益でもある」という実感が生み出されるという指摘にもみられる。ミルはこうした参加における教育効果から得るものを「公共精神の学校」と例え、「公共と自分を同一視する非利己的な感情」の促進の議論に重きを置いている（CW XIX, p.412: 64 頁）。

以上のことから、ミルは、国民の知的資質の涵養に統治形態の善性の中心を置いており、マクファーソンが指摘しているように、ミルは「自己の能力の行使者、開発者、享受者」としての国民を捉え、その人格的に向上させるという至高の目的を達成する機能に、善き統治形態の真価を見て取ったということが出来る（マクファーソン 1978、79-80 頁）。注意すべきことは、ミルはこうした国民の資質の向上を重視するが、それを強制することについては否定的な態度を示していることである。上述してきたように、道徳的資質、知的資質、活動的資質といった個人の資質について、政治的領域における陶冶をその目標に置くが、その育成はあくまで、本人の自発的意志に依拠するものである。このミルの視点は、『自由論』の中で徳の育成に関する議論において、「強制だけではなく説得し納得させることも必要である」と論じている（CW XVIII, p.277: 169 頁）。加えて、「積極的性格」の議論にあるように、他者から押し付けられる事柄に対して毅然と拒否する姿勢をミルが重視していたことを鑑みるならば、各個人が陶冶のあり方を理解し、引き受けると共に、社会の側からは、その発展のために要求される特徴を有するものである。つまり、ミルが想定する公共精神を重要視する自由な統治において、ミルが核心においていたのは、各個人が公共的な事柄に関する決定過程の中で自身の視点を共通のそれへと変化させることであり、非政治的領域での個人の自由は確保されている²⁷。

²⁷ ミルにおける個人に参加を求める議論は、個人の自発性を前提にした、望ましい人間のあり方をめぐる、倫理的・道徳的観点から行われている。この点は『自由論』の目的を「社会が強制（compulsion）や統制（control）というやり方で個人を扱うときに、用いる手段が法的刑罰という形での物理的な力であれ、世論という形での精神的な強制であれ、その扱いを無条件で決めることのできる原理として、一つの非常に単純な原理を主張すること」（CW XVIII, p.223: 27 頁）という言及から、強制の否定的視点から読み取ることができる。

ミルが想定する統治形態において、国民に求められる資質とは、国民を政治機構に参加させることによって培われる公共精神にその本質を有するものである。その際、ミルが想定する参加は、国民に「裁判」、「地方自治」、「議会」、「選挙」への参画を通じて、「公共的訓練や私情の抑制 (public discipline or private self-control)」を求めるものである。そして、こうした過程を経て、国民は公共善を巡って積極的な「公正さ」と「冷静な思慮」を発現しようということである (CW XIX., p.390: 29-30 頁)。また、ミルはこうした政治への参加は、社会の退歩や恣意的な服従を避けるためにも必要となると述べている。「人間とその仕事の自然的傾向は墮落」であり、「人間生活の中には劣悪な方向に向かう絶えざる流れがあることを忘れてはならない」とし、その流れを作っているのは、「人間のあらゆる愚行、あらゆる悪徳、あらゆる怠惰や不活発さや行動力の欠如」である。これらを防ぐためには「人間の性質や生活を改善し高める行われる奮闘」が必要となる (Ibid., p.388: 25 頁)。

こうした人々の資質を重視し、それを善き統治の主要な要因としてミルは重視していたが、これは制度的取り組みのあり方と並行し、補完しあうという複合的な性格を有するものである。これは、統治形態が国民性を前提条件として、そこで育てられる「道徳的資質」、「知的資質」、「活動的資質」を社会における「公共な仕事」の過程で、十全に良く成し遂げるように編成できる完成度に依っている (Ibid., pp.392-3: 29-31 頁)。

代議制の国は、社会に現存している平均的水準の知性と誠実さを、最も賢明な社会成員の個々の知性や徳とともに、他の組織方法よりも直接的に統治体制に集約し、また他の組織方法よりも大きな影響力をこれらの資質に与える方法なのである。……これらの資質が持つ影響力は統治体制内のあらゆる善の源泉であり、統治体制内の害悪を未然に防止してくれる。一国の制度が組織化に成功しているこれらの有益な資質の総量が大きければ大きいほど、また、組織方法が適切であればあるほど、統治体制はよいものとなるのである (Ibid., p.392: 31 頁)。

ミルにおける統治形態の最大の関心は、人間の性格に対するその影響力であり、代議制統治の優越性は、活動的で積極的・自律的な性格を育て上げていくことに求められている。この統治機構は「普通の人びと」によって動かされなければならない、人々の「積極的な参加」を必要とし、そこにいる人びとの「能力と資質に適合されねばならない」ということを強調する。かつ、その政治制度下における徳の涵養は、広範囲にわたるものである。

以上のミルの代議制統治における視点は、人格的な徳の陶冶を行いながら、それがよりよき公共的事柄・政治を目指すという特徴を有していた。ミルはこうした統治形態の選択と決定を担う人々を「社会的存在 (social existence)」として捉える。そして、ミルの想定においては、その人が希求し実現を望む「善」は、社会的な協働、運営に本質を置く統治形態に融合し承認されることなくしては、享受されるには至らないものである。統治形態が推進すべき社会の「幸福」とは、人間生活の全面に渡る、善ないし利益全般より成り立つものである。

人々が振りやすい害悪として、ありとあらゆる種類や程度のものが、政府から降りかかってくる可能性がある。社会的存在にとって可能な善は、政府の基本構造がその達成と矛盾せず、それらの達成の余地を与える限りでしか、なにも実現されえない。公的機関の間接的諸効果については言うに及ばず、公的機関の直接的干渉は、人間生活の限界以外に必然的な限界がない。そして、社会の幸福 (well-being of society) に対する統治の影響は、人類の利益の全体 (the whole of the interests of humanity) に照らしてしか、検討したり評価したりできない (Ibid., p.383: 17-18 頁)。

ミルは『自由論』における「個性」の発展の議論において、社会の幸福の構成要素としての個性の重要性を指摘して (CW XVIII, p.261: 127 頁)。ミルにおいて、個人の人格的発展は因習に存する停滞的な概念ではなく、個性の現出に沿って世論と習慣を中心に、内実を不断に洗練させていく発展的な理念に他ならない。個性とは「習慣の専制」のように進歩・改善の精神の障害となる

ものに対抗して、自己の精神の発展を目指すといった特性である。このことは、習慣の一定の効力を認めながらも、旧習を破り新たな権威を創っていかうとする、積極的な対応から形成されるということである。ミルのこうした考えに鑑みれば、よき統治形態の基準の根底には、各個人の幸福とともに、社会の幸福、社会の総合的な利益の促進に対する適応性があるといえる。

3-3. ミルにおける「濃い公民的美徳」に基づく「共和主義解釈」の特徴

山下が指摘するように、ミルは「制度を改革し発展させる国民の積極的な能力」を標榜しており、能動的に、より善き統治形態を樹立しようとする願望、そして、それを国民に訴えて啓発し合う資質が、国民性に含まれていることである(山下1976、179頁)。ゆえに、ミルの考えでは国民による統治形態の運営の可否をめぐることは、その国民性について現状を把握すると共に、教育に資する改善の可能性を追求する営みが必須となる。ミルが、自由な統治の核とする公共精神は、個人が自身の意見を確固たるものとするためには、他者の考えに対し耳を傾け、その立場を考えるとという習慣を身に付けることで、利己的な考えから離れることである。そして、このことは公共善についてよく考え、公共的な動機から行動するといった、参加によって得られる資質、徳の陶冶とも関係する。

ミルは、各個人が自ら行為する主体へ、望ましいと自らが思える存在へと、自己陶冶しうる存在と見做しており、こうした(政治)教育についてのミルの確信は以下のような言及に現れている。

求められているのは、無知に無知を自覚させ、知識によって利益を得るようにさせることである。日常の決まりきったことしか知らない精神を、原則に基づいて行動することに馴染むようにさせ、原則というものの価値を実感させることである。様々な行動様式を比較し、自分の理性を使って最善のものを見分けることを教えることである(CW XIX, p.545: 275頁)。

こうした完成に向けた過程として陶冶をとらえる視点について、ドナーは共同体における政治的社会的な生活への活動的な参加をミルが「精神的・道徳的卓越を行使するための主要な場」と見做し、ミルのこうした教育の理解には、社会、公共、政治という幅広い領域が含まれている（Donner 2007 p.262）。こうした自己陶冶が、政治社会において公共精神を会得する方向に向かうかどうかは、保証され得ないことである。しかし、ミルは蓋然性を高めるために、上述してきた制度的枠組みとそれを支え発展を目ざせる個人の陶冶を基底とする考えを持っていた。またそれは、他者との関りから目指されるものである²⁸。

本稿では、こうした「倫理的要素の強調」に対して、ミルの政治社会領域の捉え方や、それに伴う政体の制度的枠組み、その政体の国民における「積極的性格」の重視という視点から、論じてきた。政治社会についてのミルの想定には、「人間の完成の論理」から政治・社会を捉える視角があり、個人の私的領域の保護を基底としつつ、そこでの個人のあり方は、政治社会で求められる資質とも関係するものであった。そして、こうした広範囲において求められる人々の資質について、ミルはその発展を制度的保障と関連させていた。こうしたミルの姿勢は、政治に関わる人々の資質の陶冶をその内容とする「積極的性格」を基に、その資質を実際に発揮できる環境の整備を目的とする政治機構のあり方を含むといった、動的で、倫理的規定を強く想定するものであった。

こうしたミルの視点を従来のミルの参加における陶冶の理解と比べれば、その違いについて以下のように言うことができる。政治的領域における人格的陶冶と関連するミルの議論は、多様な考えを持つ人々が存在することで新たな考

²⁸ ミルのこうした社会、政治の幅広い領域から理解されるということは、「どのように生きるべきか、人間の善とは何であるか、私たちの相互関係はどのように規制されるべきか」といった「包括的リベラリズム」の観点から捉えるものである。ミルの「功利主義」やミルが想定する理想的人間像を、「包括的リベラリズム」に基づいたミルの理解については、石川（2024）を参照。その中で、筆者はミルが想定する究極的な目的としての幸福の本質は、「尊厳の感覚」に代表される、人間の高次の諸能力の調和的な完成、つまり人間の高次の能力の行使と育成とにかかわる、言うなれば自己の発展を含意するものであり、ミルの功利主義で想定されている幸福は、人間性の至高の卓越性を具現化する完成主義的な性格を有するものであると考えた（石川 2024、175 頁）。

えが創造される場としての政治社会の維持・発展に欠かせないものである。このことは、私的な領域で生を営む個人のあり方の保障だけでなく、公的な領域における活動を通じ、自身の周囲の環境の変化に関与することを促進するということを含意するものである。ミルにおいては、個人から個人の集合体としての社会への影響が意識されており、ミルにおける個性の考えにおいても、個人内部に留まらない、外部、政治社会への影響を与える、ダイナミックなものである。こうした個人を全体的な存在として捉えることは、ミルの共和主義的理解において、「公民的美徳」の重視と、それに伴う人格的陶冶を基礎とする統治体のあり方と重なるものである。

ミルは個人の領域を公的機関による侵害から守るという意味での自由を重視していた。それだけでなく、その統治体の維持・発展のためや、自己の政治社会を自らの意志に基づいて管理していくという自己統治をおこなうための自由をもミルは構想していた。それは、「積極的性格」についての2原理に現れている。ミルは、第1原理として、従来リベラリズムで重視されてきた「自己防衛の能力」を重視するとともに、第2原理として、「社会の繁栄」における個人の「自立」を重視した。この姿勢は、完成主義的な性格を有するものと見做せる。しかし、こうしたミルの卓越的視角は、ミルが個人の資質として「道徳的資質」、「知的資質」、「活動的資質」という、人格的な徳性を想定しており、このことは「積極的性格」において、公共的事柄への実際の関与を通じ向上が図られるとする政体の発展と陶冶との複合性の点において異なっている。

また、平等の観点についてミルは、個人の「個性」の重視や、統治に関わる主体を「普通の人びと」とするように、ダラクアが指摘しているように男女間の平等といった、個人の存在を基底的に捉えたうえで、その政体のあり方を構想していた。そして、政治への参加という視点については以下のように言うことができる。ミルは、人々が参加する政治システムを梃子に社会の様態や、彼らの行動様式の変化、発展を意図していたという「広範囲の政治」の想定から、参加に対して重きを置いていたということである。それは、政治への参加における、「教育的効果」と呼べるものをミルが重視していたことから見て取れる。

以上のことから、ミルの共和主義解釈における別の側面としての人格的陶冶を重視する「コミュニタリアン共和主義」と見做すことができる。

以上のことを通じ、ミルの政治思想には、3つのタイプがあるということができる。1つが従来論じられてきた私的領域の保護を重視する「リベラル」な側面である。そして、2つ目と3つ目は近年注目されてきた共和主義的解釈に基づくものであるが、それらは、政治参加とそれに伴う人格的陶冶といった倫理的側面についての重点の置き方に違いがあるというものであった。本稿では、「濃い公民的美徳」へのコミットメントと「コミュニタリアン共和主義」を、従来のミルの「共和柚木の解釈」で提示されてきたものと区別されるものとした。このことは、「2人のミル」ならぬ、「3人のミル」とも言うことができる。

4. おわりに

本稿では、ミル研究で注目されている「共和主義的理解」について、従来論じられてきた政治参加についての道具的理解とは異なる、本質主義的理解からミルの構想を明らかにしてきた。それにより、ミルの人格陶冶を基礎とする考えには、政治・社会領域といった公共領域において、質の高いあり方を支える上で求められる側面の存在を詳述してきた。

しかし、人々の政治への積極的なコミットメントとそれがもたらす正の効果強調しているミルだが、その一方で、大衆の参加が、知的・道徳的な少数の人々の利益を脅かす危険性を認識していた。とりわけ、ミルは同一階級に属する者たちによる「階級立法」の危険性見ていた (Ibid., p.448: 120 頁)。この問題の対応として、ミルは複数投票制を提示する。ミルは「一個人の意見を一人分を超えるものと数えるのが正当化できるのは、個人の精神的優越」のみであるとし、その判断基準として「各人の職業の性質」をあげ、一定の期間実際に従事している専門職の人々には、そうでない人々よりも多くの票 (2票以上) を認めるべきだとする (Ibid., pp.474-5: 163-4 頁)²⁹。こうしたミルの考えは、一種のエリート主義を支持していると見なされ、デモクラシー論者としてのミル理解に、一定の留保が付けられることになった (cf. Miller 2010, pp.176-180)³⁰。

こうした政治的代表を選出する際の個人の平等に関する点をどのように理解すべきか、という問題がある。こうした課題について、今後、政治的リーダーとフォロワーとの関係に注目し、政治的リーダーとしての政治家のあり方についてミルの考えを明らかにしていきたい。とりわけ、ミルが想定した立法を担う国会と、その構成員である議員の特質から、今後の考察を進めたい。

また、「濃い公民的美徳」としての特徴を有する共和主義的理解のモデルとして提示した「コミュニタリアン共和主義」であるが、コミュニタリアニズムの考えに基づけば、政治に関係しないコミュニタリアニズムとして想定される徳もある³¹。それは、政治的領域、集团的決定以外にも必要とされる資質、徳（例えば、愛や配慮）の陶冶を、如何にミルの全体体系に位置づけられるか問う問題が生じる。この解決のためには、「質的功利主義」といった修正功利主義の考えを踏まえ、市場、市民社会、国家という広い領域を包括する視点から考察を進める必要がある。

(参考文献)

Mill, J. S (1835) "Sedgwick's Discourse", *CW*, Vol.X (川名雄一郎・山本圭一郎訳)

²⁹ ミルは、知的に卓越するグループと道徳的に卓越するとの2つのグループにおいて、特別な関連はないと見なしている。しかし、実際にはミルは知的（教育的）卓越性と、道徳的卓越性が非常に密接に関係していることから、これらのグループは同一ではないとしても、少なくともかなりの程度重複していると考えられる (Miller 2010, pp.177-178)。

³⁰ こうしたデモクラシーに対するミルの姿勢について、テン (C. L. Ten) は、「もちろん、ミルがデモクラシー論者であるかどうかは、その言葉の使い方次第である。デモクラシー論者とは、各人の投票が他の全員の投票とまったく同じ価値を持つべきだと信じる人であるとするならば、彼は確かにデモクラシー論者ではない。…… (ミルは) 賢明な人の意見にもっと重きを置きたいと考えていた。」と述べているように、ミルがデモクラシー論者かどうかは、デモクラシーを私たちがどう理解しているかによって大きく左右されることであるが、少なくともミルは単純な多数派主義的な意味でのデモクラシー義者ではないということが出来る (Ten 1998 p.374)。

³¹ 「コミュニタリアニズム」という用語を用いると、コミュニティの重視という印象が生まれやすい。本稿ではミルの「共和主義的解釈」の観点から、倫理性を中心とし、それ以上の説明を行わなかったが、ミルの政治思想における「コミュニティ」の関係については別の機会に説明したい。

- (2010)「セジウィックの論説」、『功利主義論集』京都大学学術出版会)
- (1835) “Rationale of Representation”, *CW*, Vol.XVIII
- (1838) “Bentham”, *CW*, vol.X (川名雄一郎・山本圭一郎訳 (2010)「ベンサム」、『功利主義論集』京都大学学術出版会)
- (1840) “Coleridge”, *CW*, Vol.X (松本啓訳 (1990)「コウルリッジ」、『ベンサムとコウルリッジ』みすず書房)
- (1861) “Utilitarianism”, *CW*, vol.X (川名雄一郎・山本圭一郎訳 (2010)「功利主義」、『功利主義論集』京都大学学術出版会)
- (1861) *Considerations on Representative Government*, *CW*, vol.XIX (関口正司訳 (2019)『代議制統治論』岩波書店)
- (1869) *The Subjection of Woman*, *CW*, vol.XXI (大内兵衛・大内節子訳 (1957)『女性の解放』岩波書店)
- (1869) *On Liberty*, *CW*, vol.XVIII (関口正司訳 (2020)『自由論』岩波文庫)
- (1875) *Autobiography*, *CW*, vol.I (朱牟田夏雄訳 (1960)『ミル自伝』岩波文庫)
- Arneson, R. J (1982) “Democracy and Liberty in Mill’s Theory of Gvernment.” *Journal of the History of Philosophy* XX (January): 43-64
- Dalacqua G H (2018) “John Stuart Mill’s Republican Feminism”, *Kalagatos* 15 (2): 14-33
- Donner, W (2007) “John Stuart Mill on Education and Democracy” in Nadia Urbinati and Alex Zakaras (eds.) *J. S. Mill’s POLITICAL THOUGHT A Bicentennial Reassessment*, Cmbridge University Press. 250-74
- Himmelfarb, G (1974) *On liberty and Liberalism, The Case of John Stuart Mill*, Alfred A. Knop.
- Honohan, I (2002) *Civic Republicanism*, London: Routledge
- Kobayashi, M (2023) “Democracy as a Perpetual Revolution New Political Theory beyond Five Paradoxes”, Helder Ferreira do Vale (ed), *Democracy-Crises and Changes Across the Globe*, Intechopen: <https://www.intechopen.com/chapters/1171003>
- Kymlica, W (2002) *Contemporary Political Philosophy: An Introduction* (2nd. ed.), Oxford: Oxford University Press (千葉眞・岡崎晴輝訳者代表 (2005)『新版 現代政治理論』日本経済評論社)

- Miller, D. E (2000) "John Stuart Mill's Civic Liberalism", *History of Political Thought*, 21 (1): 88-113
- (2010) *John Stuart Mill: Moral, Social and Political Thought*, Cambridge: Polity.
- Pateman, C (1970) *Participation and Democratic Theory*, Cambridge: Cambridge University Press. (寄本勝美訳 (1977) 『参加と民主主義理論』早稲田大学出版部)
- Skinner, Q (1997) *Liberty before Liberalism*, Cambridge: Cambridge University Press. (梅津順一訳 (2001) 『自由主義に先立つ自由』聖学院大学出版会)
- Ten, C, L (1998) "Democracy, socialism, and the working classes", in John Skorupski (ed), *The Cambridge Companion to Mill*, Cambridge University Press: 372-395
- Thompson, D (1976) *John Stuart Mill and Representative Government*, Princeton: Princeton University Press.
- Zakaras, A. (2009) *Individuality and Mass Democracy: Mill, Emerson, and the Burdens of Citizenship*, Oxford University Press
- バーリン、アイザイア (1979) 「二つの自由概念」、アイザイア・バーリン著、小川晃一・小池鈺・福田歓一・生松敬三訳 (2000) 『自由論 (新装版)』みすず書房、295-390
- 半澤考磨 (2006) 『ヨーロッパ思想史のなかの自由』創文社
- 石川裕貴 (2023) 「J. S. ミルの共和主義的解釈: 「個性」の概念を手掛かりに」『公共研究』第19巻第1号
- (2024) 「J. S. ミルの功利主義における理想的人間観について: 「生の理論」を手掛かりに」『公共研究』第20巻第1号
- 糸曾義夫 (1963) 「イギリス功利主義の歴史的研究」『明治大学人文科学研究所紀要』2巻、1-46
- 柏經學 (1973) 「一九世紀の西欧自由主義とデモクラシー—イギリスにおけるJ・S・ミルを中心として—」『年報政治学』24巻、12-40
- ケリー、ポール・J、太田義器訳 (1997) 「功利主義」佐藤正志、染谷育志編『政治概念のコンテクスト—近代イギリス政治思想史研究—』早稲田大学出版部、70-115
- 小林正弥 (2005) 「古典的共和主義から新公共主義へ—公共哲学における思想的再定式化」宮本久雄/山脇直司編『公共哲学叢書8 公共哲学の古典と将来』東京大学出版会、239-283
- (2006) 「共和主義研究と新公共主義—思想史と公共哲学—」田中秀夫・山

- 脇直司『共和主義の思想空間 シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会、490-527
- マクファーソン、クロード（1978）『自由民主主義は生き残れるか』田口富久治訳、岩波新書
- 升信夫（1993）「J・S・ミルの自由主義思想（二・完）」『国家學會雑誌』105（9.10）：353-397
- 小田川大典（2003）「J・S・ミルにおけるリベラリズムと共和主義」『政治思想研究』3：29—45
- （2006）「J. S. ミルと共和主義」田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間 シヴィック・ヒューマニズムの可能性』名古屋大学出版会、137-165
- 大森秀臣（2006）『共和主義の法理論 公私分離から審議的デモクラシーへ』勁草書房
- ルノー・アラン、三浦信孝訳（2010）「共和主義と政治的近代」三浦信孝編『自由論の討議空間』勁草書房、237-270
- 坂本達哉（2007）「共和主義パラダイムにおける古代と近代—アリストテレスからヒュームまで」佐伯啓思、松原隆一郎編『共和主義ルネサンス—現代西欧思想の変貌』NTT出版、135-194
- 関口正司（1989）『自由と陶冶 J. S. ミルとマス・デモクラシー』みすず書房
- （1992）「ミルの政治思想—『自由論』と『代議政治論』を中心に—」杉原四郎・山下重一・小泉仰責任編集『J. S. ミル研究』御茶の水書房、45-71
- ウォルツァー・マイケル、芦川晋、大川正彦訳（2004）『道徳の厚みと広がり われわれはどこまで他者の声を聴き取ることができるか』風行社
- 山下重一（1976）『J・S・ミルの政治思想』木鐸社
- （1992）「ミルにおける政治思想の形成」杉原四郎・山下重一・小泉仰責任編集『J. S. ミル研究』御茶の水書房、21-43

（いしかわ ひろたか）

（2025年2月13日受理）